

本校では、「いじめ防止基本方針」を見直し、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どこでもおこりうる」という基本認識に立ち、常にアンテナを高くして、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○けんかやふざけ合いであっても・・・ ○インターネット上の書き込みであっても・・・

いじめが解消するのは・・・

- ①いじめの行為がなくなっているとき
- ②いじめられた子が苦痛を感じていないとき



いじめの未然防止のために

普段から・・・

- ①児童理解に基づく教育活動を推進し、よりよい学校・学級づくりを行います。
→日常的な子どもたちの見取り・教職員間の情報共有・Q-Uを活用した学級集団の把握
- ②学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。
→特別の教科道徳の授業だけでなく、学校生活全てを通じた道徳教育及び体験活動の充実
- ③生命の尊さや人とのかかわり、自らの生き方を考える「いのちの教育」を推進します。
→広瀬小学校「いのちの教育全体構想」をもとに育成
- ④児童会による自主的な取り組みを行います。 →広瀬しぐさを踏まえた啓蒙活動
- ⑤未然防止の取り組みができているか、職員による自己評価 →評価表を利用して

もしものときは・・・

早期発見

- 見えるいじめを見逃さず、見えにくいいじめを見逃さない。
- ・なかよしカード（6・11月以外毎月）
- ・いじめアンケート（年2回）
- ・ネットパトロール

早期対応

- いじめ対策委員会による組織的対応
- ・いじめられた子への寄り添い
- ・事実確認、指導、連絡
- ・家庭、地域と連携（PTA・学校評議員）
- ・対応の流れ（別紙）

いじめのない「笑顔あふれる元気な広瀬小」

まずは、いじめが起こらない学校づくりが大切です。

未然防止に向けて

それぞれの立場から特に力を入れて取り組んでいきたいこと・・・

(先生は)

- ・生徒指導を十分に機能させ、児童に自己存在感・自己決定の場を与え、共感的人間関係を育てることで、互いに高め合う集団づくりを学校の教育活動全体を通じて行っていきます。
- ・個々の児童への配慮等、深い児童理解に基づく指導・支援を行います。その中で、児童達の間人間関係を慎重に見抜き、「いじめの芽」に気づく洞察力を高めます。
- ・発覚したいじめについて確実に解消していくため、「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について研修していきます。

(児童は)

- ・「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをすることもいじめを助長することにつながる」等、児童のいじめに対する理解を深めるとともに、いじめ防止のために、児童の自主的な企画及び運営を行い、児童が一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていきます。
- ・児童会の活動において、「広瀬しぐさ」の自主的な取り組みを強化し、挨拶や言葉遣い、やさしいかかわり、時間の遵守等、校内生活のきまりや心得の大切さを共有し、認め合い、高め合う仲間づくりに努める中で、一人一人の自己有用感や自己肯定感を高めていきます。
- ・児童会だけでなく、各学級においても児童の自主的ないじめ防止の取り組みを企画、運営していきます。

(保護者・地域の皆さんは)

- ・家庭、地域の中で、きめ細かく児童を見守るとともに、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報を収集し、得られた情報は速やかに学校に伝えるなど、情報を学校と共有しながらいじめ防止に努めてください。
- ・保護者のみなさんは、家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを、責任をもって児童に指導してください。
- ・インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐため、児童への情報モラル教育の充実や、家庭におけるルールづくりの取組の重要性などを捉え、学校やPTAと協力して、ネットパトロールや「家族でスマイルデー」の取り組みを実施してください。

<年間活動計画>

早期発見に向けて・・・

年 間 計 画	
1 学 期	<ul style="list-style-type: none">・ 1学期のめあて設定・「広瀬しぐさ」約束の確認・「なかよしカード」で児童の振り返りをすることで、学級の実態把握 と問題の未然防止・早期発見を図る。(毎月6月以外)・いじめアンケート(6月)・アンケート結果を基にしたいじめ対策委員会を開催し、情報の共有と、 対応の協議を行う。(6月)・Q Uテスト 2年生以上(6月)
2 学 期	<ul style="list-style-type: none">・ 2学期のめあて設定・「広瀬しぐさ」振り返りと更なる取り組み確認・「なかよしカード」で児童の振り返りをすることで、学級の実態把握 と問題の未然防止・早期発見を図る。(毎月11月以外)・いじめアンケート(11月)・アンケート結果を基にしたいじめ対策委員会を開催し、情報の共有と、 対応の協議を行う。(11月)・Q Uテスト 1年生(2学期中)
3 学 期	<ul style="list-style-type: none">・ 3学期のめあて設定・「広瀬しぐさ」振り返りと更なる取り組み確認・「なかよしカード」で児童の振り返りをすることで、学級の実態把握 と問題の未然防止・早期発見を図る。(毎月)

◎打合せ時の児童についての共通理解は毎週行う。

<対応の流れ>

早期対応に向けて・・・

1 児童の気になる情報のキャッチ

- 積極的な情報の収集
- 軽易なこと（個人で継続性がない）であれば、聞き取りも行い、すぐに指導。

2 生徒指導主任・教頭への報告

- 生徒指導主任・教頭 → 校長 すばやく報告。
- 迷ったら単独での判断と行動はせず、まず相談。

＜いじめ対策委員会＞
校長・教頭・教務主任
・ 生徒指導主任・教育
相談担当・養護教諭・
該当担任

3 いじめ対策委員会①（聞き取りをする前）

- 情報の確認と持っている情報の共有
- 聞き取りの仕方とチーム編成

4 いじめ対策委員会②（事実の確認と対応方針等の決定）

- 事実関係が確定するまで聞き取りを繰り返す。
- 対応方針や指導体制（役割分担）を決定する。
- 全職員の共通理解を図る。

◇必要に応じて外部機関と
連携する。
◇重大事態の場合には、迅
速に市教委へ連絡する。
◇事実等を正確に記録する。

5 いじめ解決への指導・支援と経過観察

- いじめられた子を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子に相手の悲しみ、苦しみ、傷みに思いを寄せる指導を行い、いじめは絶対に許されない行為だ」という意識を持たせる。（いじめの背景も）
- いじめられた子といじめた子を会わせ、謝罪と誓いを伝えさせる。
- 保護者には直接会って、具体的な対策も示す。また、協力を求め、心のケアとともに経過観察をしていただく。また、定期的に連絡をとり、学校や家庭での様子等を共有する。
- 周囲の児童や全体への指導を行い、再発防止を図る。

◇子どもの思い等に
寄り添った指導
◇保護者への誠意あ
る対応

6 指導後の支援の継続と経過観察

- 担任だけでなく、他の職員も注意深く観察する。
- 解決していない場合には、4に戻り、対応を再検討する。

7 いじめ対策委員会③（3ヶ月後、いじめ解決の確認）

※いじめが解消している状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の期間を少なくとも3ヶ月を目安とする。